

南部町公告第16号

南部町マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務 の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について

南部町マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務の業務委託にあたり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和4年6月14日

南部町長 工 藤 祐 直

1 業務概要

(1) 業務名

南部町マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務

(2) 業務内容

「南部町マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 公告の時点で、南部町の入札参加資格名簿に登録されているもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び南部町財務規則（平成18年1月1日規則第50号）の規定に該当しないこと。
- (3) 南部町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (4) 過去数年の間に、本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- (5) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証、ISO27017（クラウドサービスセキュリティ）の認証を取得していること。
- (6) 本町と円滑な連絡調整を行うことができる地域に本社、支社又は営業所を有していること。

3 実施スケジュール

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本町の都合により日程を変更する場合がある。

- 令和4年6月14日（火） 公募開始
- 令和4年6月20日（月） 質問書提出期限
- 令和4年6月22日（水） 質問書への回答公表
- 令和4年6月28日（火） 参加申込書・企画提案書等提出期限
- 令和4年6月30日（木） プレゼンテーション実施通知
- 令和4年7月 4日（月） プレゼンテーション実施
- 令和4年7月 7日（木） 選定結果通知
- 令和4年7月 8日（金） 以降 契約締結

4 実施要領等の配布方法

- (1) 実施要領等の本プロポーザルに参加するために必要となる書類は、町ホームページ上で交付する。
- (2) 町ホームページのURLは次のとおり。
<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>

5 その他

詳細は、「南部町マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要領」による。

6 書類の提出先及び問合せ先

南部町役場住民生活課 （担当：庭田、大羽澤）
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1
TEL:0178-38-5963 FAX:0178-38-5983
E-mail:jumin@town.aomori-nanbu.lg.jp